

建築基準法における問い合わせの多い建築制限の数値
(田主丸町、北野町、城島町、三潁町)

注1 平成29年4月1日時点の用途区分、建築制限を掲載しています。用途区分、建築制限は変更になることがあります。
注2 地区計画、建築協定、風致地区、高度利用地区等による建築制限は掲載していませんので、別途確認してください。
注3 異なる地域に日影を生じさせる場合は、それぞれ日影を生じさせる地域の制限が適用されます。

地 域		田主丸町	北野町				城島町	三潁町				
都市計画		準都市計画区域(山間部の一部を除く)	北野大刀洗都市計画区域				準都市計画区域	筑後中央広域都市計画区域				
用途地域			指定無し	住第一種専用低層地域	第一種住居地域	近隣商業地域		指定無し	住第一種専用低層地域	住第二種専用低層地域	第一種住居地域	準住居地域
法52条第1～2項 容積率の限度	容積率	200%					80%					
	道路幅員に乗じる数値	0.6	0.4		0.6	0.6	0.4		0.6			
法53条第1項 建ぺい率の限度		70%	50%	60%	80%	70%	70%	50%	60%		80%	70%
法53条の2 敷地面積の最低限度		-	-				-	-				
法54条 外壁の後退距離の限度		-	-				-	-				
法55条 建築物の高さの限度		-	10m	-		-	10m	-				
法56条1項1号 道路斜線	勾配	1.5	1.25	1.25	1.5	1.5	1.25		1.5			
	適用距離	20m	20m			20m	20m					
法56条1項2号 隣地斜線	勾配	2.5	-	1.25	2.5	2.5	-	1.25	2.5			
	勾配に加える高さ	31m	-	20m	31m	31m	-	20m	31m			
法56条1項3号 北側斜線	勾配	-	1.25	-		-	1.25	-				
	勾配に加える高さ	-	5m	-		-	5m	-				
法56条の2 日影規制 注3	制限を受ける建築物	-	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	高さが10mを超える建築物	-	-	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	高さが10mを超える建築物	-			
	平均地盤面からの高さ	-	1.5m	4m	-	-	1.5m	4m	-			
	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	-	4時間	5時間	-	-	4時間	5時間	-			
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	-	2.5時間	3時間	-	-	2.5時間	3時間	-			